




		関与の有無	関与の内容
【大陸法系】			
ドイツ		有	定款の作成 ※公正証書により作成
日本		有	定款の認証
イタリア		有	定款の作成 ※公正証書により作成
スイス		有	定款の認証

※上記のほか、スペイン、オランダなどにおいても会社設立に公証人が関与する。

【英米法系】

アメリカ (デラウェア州)		無
イギリス		無
カナダ		無

【参考・各国において制度的前提が異なる】

☑ 例えば、「定款」の記載事項の範囲・内容について、アメリカ(デラウェア州)では、会社の名称・所在地、事業目的、発行可能株式総数、発起人の氏名・住所等の基本的事項のみを内容とする定款(基本定款)と、会社の内部規定を内容とする定款(附属定款)が区別され、前者のみを州当局に届け出ることとされている。

また、事業目的として「デラウェア州会社法で認められるいかなる合法的行為又は活動」等と広範に定めることが認められている。

☑ 公証人制度自体を見ても、アメリカの公証人(Notary Public)は文書の認証、宣誓供述書の作成のみを職務としているのに対して、大陸法系の公証人(Notary)は、これに加えて公正証書の作成等も職務としている点で異なる。